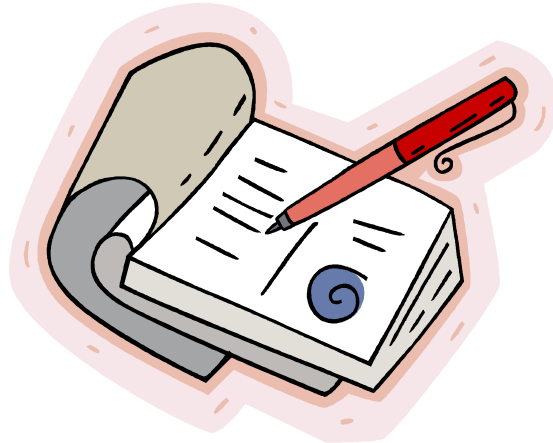


雇用促進計画の提出手続き

～雇用促進税制の適用を受けるために～



雇用促進計画を策定して計画的に本社機能の 地方への移転や拡充を進めましょう！

地方拠点強化税制における雇用促進税制とは、

東京23区から本社機能を地方に移転する事業（移転型事業）や
地方において本社機能を拡充する事業（拡充型事業）について
「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を作成し、その認定を
都道府県知事から受けた事業主が、一定の要件を満たした場合に、
法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除が受けられる制度です。

控除額は、計画により整備した**本社機能を有する施設の雇用者増加数**
1人当たり、最大90万円（拡充型事業の場合は最大30万円）です。

- ◆ 令和4年度から、一部要件が緩和されています。
- ◆ 税制適用を受けるためには、あらかじめ「**雇用促進計画**」を**ハローワークに提出する必要**があります。郵送又はEメールによる提出も可能です。
- ◆ 本制度のご利用に当たっては、こちらのURLもご確認ください。
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>



詳細は2分以降をご覧ください

地方拠点強化税制における雇用促進税制とは

地域再生法の規定により都道府県知事の認定を受けた「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」（以下「整備計画」といいます。）に基づき、本社機能を有する特定業務施設^{※1}を地方において整備する事業主が、整備計画の認定を受けた日を含む事業年度^{※2}、翌事業年度、翌々事業年度のいずれか（以下「適用年度」といいます。）に次の要件を満たす場合、下記の税制優遇措置が受けられます。

- ※1 特定業務施設とは、次のいずれかに該当するものであって、整備計画に基づき整備される施設をいいます。
- ・ 事務所であって、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のうち、いずれかの部門のために使用されるもの
 - ・ 研究所であって、研究開発において重要な役割を担うもの（事務所以外の施設内において研究開発を行う部門を含む。）
 - ・ 研修所であって、人材育成において重要な役割を担うもの
- ※2 個人事業主の場合は暦年となります。

1 基本部分（移転型、拡充型共通）

【適用要件】

ア	青色申告書を提出する事業主であること
イ	当該適用年度とその前事業年度 ^{※2※3} に、事業主都合による離職者 ^{※4※5} がないこと
ウ	風俗営業等 ^{※6} を営む事業主ではないこと
エ	当該適用年度において、オフィス減税（特定業務施設の建物等の取得価額に対し、特別償却または税額控除が受けられる制度）の適用を受けていないこと

【税制優遇措置の内容】

特定業務施設の雇用者増加数^{※7}（法人全体^{※8}の雇用者増加数^{※7}が上限）に応じ、当該適用年度の法人税額^{※9}から、次の①と②の合計額^{※10}が控除されます。

①	当該適用年度の特定業務施設における雇用者増加数 ^{※7※11} のうち、無期雇用 ^{※12} かつフルタイム ^{※13} の新規雇用者 ^{※14} の数 ^{※15} に達するまでの数につき、1人当たり移転型は50万円、拡充型は30万円
②	当該適用年度の特定業務施設における雇用者増加数 ^{※7※11} から新規雇用者 ^{※14} の数 ^{※15} を控除した数のうち、他の事業所から特定業務施設へ転勤した無期雇用 ^{※12} かつフルタイム ^{※13} の雇用者（新規雇用者 ^{※14} を除く）の数に達するまでの数につき、1人当たり移転型は40万円、拡充型は20万円

※ 法人全体^{※8}の雇用者増加数^{※7}が0以下の場合、控除額が0となるため、実際に税額控除を受けるためには、当該適用年度における法人全体の雇用者増加数が1人以上であることが必要です。

2 移転型事業の上乗せ措置

本社機能を東京23区から移転させた場合は、前ページ「1」の基本部分に加え、以下の措置が適用されます。

【適用要件】

ア	1のアと同じ
イ	1のイと同じ
ウ	当該適用年度又はそれ以前の適用年度のいずれかにおいて、次のa、bのいずれかを満たしていること a 上記1の基本部分の税制優遇措置の適用を受けていること b オフィス減税の適用を受けていない（上記1の工の要件を満たしている）と仮定したならば、上記1の基本部分の税制優遇措置の適用があると認められること
エ	当該適用年度及びそれ以前の全ての適用年度において、法人全体 ^{※8} の雇用者増加数 ^{※7} 及び特定業務施設の雇用者増加数 ^{※7} が、ともに0以上であること
オ	1のウと同じ
※ 1の工に相当する要件がないため、オフィス減税との併用が可能です。	

【税制優遇措置の内容】

当該適用年度の法人税額^{※9}から、当該適用年度及びそれ以前の全ての適用年度の特定業務施設における雇用者増加数^{※7}の合計数につき、1人当たり40万円（30万円^{※16}）^{※10}が控除されます。

- ※3 事業年度が1年間ではない場合は、当該適用年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度。
- ※4 一般被保険者または高年齢被保険者であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合による離職」に該当する場合を指します。
高年齢被保険者とは、65歳以上の雇用保険被保険者で、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者ではない人をいいます。
- ※5 事業主都合による離職にもかかわらず、自己都合離職としていることが判明した場合は、雇用促進税制の対象になりません。
- ※6 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関特殊営業を指します（キャバレー、ナイトクラブ、麻雀店、パチンコ店など）。
- ※7 雇用者増加数は、当該適用年度の末日と当該適用年度の初日の前日の雇用保険の一般被保険者数の差です。ただし、当該適用年度の初日の前日には一般被保険者であったが、当該適用年度の末日には高年齢被保険者である人がいた場合は、その人数を初日の前日の一般被保険者数から控除した上で雇用者増加数を算出します。（詳細は20頁をご確認ください）
- ※8 個人事業主の場合は、事業主全体。
- ※9 個人事業主の場合は所得税額。
- ※10 雇用促進税制の基本部分と上乗せ措置、オフィス減税を合わせて当期の法人税額^{※9}の20%が限度になります。
- ※11 法人全体^{※8}の雇用者増加数^{※7}が上限。
- ※12 労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していることをいいます。
- ※13 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者でないことをいいます。
- ※14 計画期間中に新規雇用され当該適用年度の末日において、当該特定業務施設に一般被保険者として勤務している人をいいます。
- ※15 法人全体^{※8}の雇用者増加数^{※7}又は特定業務施設の雇用者増加数^{※7}のうち、小さい方の数が上限となります。
- ※16 特定業務施設の所在地が、準地方活力向上地域（中部圏及び近畿圏の中心部）内である場合。

地方拠点強化税制における雇用促進税制の控除額計算例

- ◇ 事業年度が4月1日～3月31日である法人を例に説明します。
- ◇ 令和4年10月1日に、都道府県知事より、**移転型事業**の整備計画の認定を受けたものとします。
- ◇ 特定業務施設の所在地は、地方活力向上地域内であるとします。
- ◇ 令和4年4月1日～令和5年3月31日の事業年度に、オフィス減税適用を受けているものとします。
- ◇ 雇用者の増減等の状況は次表のとおりであったとします。なお、雇用者は全員が雇用保険の一般被保険者で、使用人兼務役員及び役員の特典関係者を含まず、一般被保険者から高年齢被保険者になった人はいないものとします。

		R4.4.1～ R5.3.31	R5.4.1～ R6.3.31	R6.4.1～ R7.3.31
法人全体	A 初日の前日の雇用者数	100人 (R4.3.31)	105人 (R5.3.31)	119人 (R6.3.31)
	B 雇用者増加数	5人	14人	5人
特定業務施設	C 雇用者増加数	15人	10人	10人
	D 雇用者増加数累計	15人	25人	35人
	E 新規雇用者の数	7人	11人	4人
	F Eのうち、無期雇用かつフルタイム	7人	9人	2人
	G 他の事業所からの転勤者のうち、無期雇用かつフルタイム	8人	0人	1人
計算	H B、Cのうち小さい方	5人	10人	5人
	I E、Hのうち小さい方	5人	10人	4人
	J F、Hのうち小さい方	5人	9人	2人
	K H-I	0人	0人	1人
	L G、Kのうち小さい方	0人	0人	1人

上記の場合、3期とも、B欄とC欄がともに0以上であることから、3条の2の工の要件も満たします。2条の1のア、イ、ウの要件も満たしているとする、各期の控除額は、次のようになります（オフィス減税と合わせて、各期の法人税額の20%が限度となります。）。

1期目（R4.4.1～R5.3.31）

基本部分 オフィス減税を受けているため、適用無し

上乗せ部分 15人（D）×40万円＝600万円

合計： 600万円

2期目（R5.4.1～R6.3.31）

基本部分 9人（J）×50万円＋0人（L）×40万円＝450万円

上乗せ部分 25人（D）×40万円＝1,000万円

合計： 1,450万円

3期目（R6.4.1～R7.3.31）

基本部分 2人（J）×50万円＋1人（L）×40万円＝140万円

上乗せ部分 35人（D）×40万円＝1,400万円

合計： 1,540万円

適用年度開始

①雇用促進計画を作成・提出

適用年度開始後**2か月以内**（整備計画の認定日を含む適用年度については、整備計画の認定後**3か月以内**）に主たる事業所を管轄するハローワーク※¹に雇用促進計画を提出してください。※²※³

〔提出書類は8点をご確認ください〕

➡ ハローワークは、「雇用促進計画-1」に受付印を押印し「雇用促進計画-4」とホッチキス留めした上で雇用促進計画を返却します（この押印は、**收受の事実を確認するものであり、内容を確認したことを証するものではありません**）。計画開始（適用年度開始）時の一般被保険者数は、計画終了（適用年度終了）時にあわせて確認します。

返却された雇用促進計画は、適用年度終了まで大切に保管してください。

適用年度中

ハローワークが、雇用者の新規採用を支援します。
最寄りのハローワークにご相談ください！

適用年度終了

②雇用促進計画の達成状況の確認

適用年度終了後**2か月以内**（個人事業主は翌年の**3月15日まで**）に、主たる事業所を管轄するハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認※⁴を求めてください。※³

〔提出書類は9点をご確認ください〕

➡ ハローワークは、提出された書類を預かり、各都道府県労働局（またはハローワーク）が、雇用促進計画の達成状況を確認した上で、ホッチキス留めされた「雇用促進計画-1」及び「雇用促進計画-4」を返送します。**お預かりしてから返送までに約2週間（4月・5月は1か月程度）要しますので、確定申告期限に間に合うよう余裕をもって提出してください。**

なお、雇用促進計画の達成状況の確認とは、確認の時点において把握できた雇用保険適用事業所に関する情報に基づき、「雇用促進計画-1」及び「雇用促進計画-4」の記入内容を確認するものです。記入内容と各都道府県労働局（またはハローワーク）が確認できた内容とが異なる場合は、確認できた内容に朱書き修正の上、計画終了（適用年度終了）時確認印を押印して返送します。

返送

確定申告

③税務署に申告

達成状況の確認を受けているホッチキス留めされた「雇用促進計画-1」及び「雇用促進計画-4」の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

- ※¹ グループ通算制度の承認を受けている場合は、通算親法人の主たる事業所を管轄するハローワークになります。
- ※² 事業年度開始時に雇用促進計画を提出した企業が、事業年度中に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合には、認定後3か月以内に改めて雇用促進計画を提出し直してください。
- ※³ 郵送による受付も可能ですが、**提出期限必着**となります。なお、計画開始時に雇用促進計画を書面で提出する場合は、計画終了時までの一連の手続きを全て書面で行ってください。
- ※⁴ 雇用促進計画の達成状況の確認は、適用年度中の**一般被保険者の資格取得届・喪失届の提出後、一定期間（2週間程度を目安）経過後を目途に行うようにしてください**。なお、雇用促進計画の達成状況の確認を求めた後に、雇用保険被保険者資格取得届・喪失届を提出しても、達成状況の再確認は行いません。

★ **移転型の整備計画の認定を受けた事業主は必ず、拡充型の整備計画の認定を受けた事業主もできるだけ、3年間の全ての適用年度において、雇用促進計画の提出、達成状況の報告を行ってください**（これを行わなかった場合、その適用年度以降は3点の上乗せ措置の適用を受けることはできません）。

適用年度開始

①雇用促進計画を作成・提出

適用年度開始後**2か月以内**（整備計画の認定日を含む適用年度については、整備計画の認定後**3か月以内**）に主たる事業所を管轄するハローワーク※1に提出する雇用促進計画に加え、次ページの「雇用促進計画の提出方法及び達成状況の確認結果の交付方法について」を添付して指定の提出用メールアドレス（sokusinkeikaku@mhlw.go.jp）宛てに送ってください。※2※3 [提出書類は8ㄱをご確認ください]

➡ ハローワークはメールを受信後、雇用促進計画を受け付けた旨の返信を行います（この返信は、**收受の事実を確認するものであり、内容を確認したことを証するものではありません**）。計画開始（適用年度開始）時の一般被保険者数は、計画終了（適用年度終了）時にあわせて確認します。

適用年度中

ハローワークが、雇用者の新規採用を支援します。
最寄りのハローワークにご相談ください！

適用年度終了

②雇用促進計画の達成状況の確認

適用年度終了後**2か月以内**（個人事業主は翌年の**3月15日まで**）に、主たる事業所を管轄するハローワークに雇用促進計画の達成状況の確認※4を求める依頼を上記①の提出用メールアドレス宛てに送ってください。※3 [提出書類は9ㄱをご確認ください]

➡ ハローワークは提出された書類を預かり、各都道府県労働局（またはハローワーク）が、計画の達成状況を確認して雇用促進計画書に確認印を押しPDF化した上でメールに添付し返却します。**お預かりしてから返送までに約2週間（4月・5月は1か月程度）要しますので、確定申告期限に間に合うよう余裕をもって提出してください。**

なお、雇用促進計画の達成状況の確認とは、確認の時点において把握できた雇用保険適用事業所に関する情報に基づき、「雇用促進計画-1」及び「雇用促進計画-4」の記入内容を確認するものです。記入内容と各都道府県労働局（またはハローワーク）が確認できた内容とが異なる場合は、確認できた内容に朱書き修正の上、計画終了（適用年度終了）時確認印を押し返送します。

返送

確定申告

③税務署に申告

達成状況の確認を受けて確認印のある「雇用促進計画-1」及び「雇用促進計画-4」の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

- ※1 グループ通算制度の承認を受けている場合は、通算親法人の主たる事業所を管轄するハローワークになります。
- ※2 事業年度開始時に雇用促進計画を提出した企業が、事業年度中に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた場合には、認定後3か月以内に改めて雇用促進計画を提出し直してください。
- ※3 提出用メールアドレスでは10MBまで受信可能です。
- ※4 雇用促進計画の達成状況の確認は、適用年度中の一般被保険者の資格取得届・喪失届の提出後、**一定期間（2週間程度を目安）経過後を目途に行うようにしてください**。なお、雇用促進計画の達成状況の確認を求めた後に、雇用保険被保険者資格取得届・喪失届を提出しても、達成状況の再確認は行いません。

★ **移転型の整備計画の認定を受けた事業主は必ず、拡充型の整備計画の認定を受けた事業主もできるだけ、3年間の全ての適用年度において、雇用促進計画の提出、達成状況の報告を行ってください**（これを行わなかった場合、その適用年度以降は3ㄱの上乗せ措置の適用を受けることはできません）。

確定申告までの流れ② (※Eメールで雇用促進計画を提出する場合)

雇用促進計画の提出及び達成状況の確認について、Eメールによる手続きを希望する事業主は、雇用促進計画に加えて「**雇用促進計画の提出方法及び達成状況の確認結果の交付方法について**」を添付してください。

(様式は厚生労働省HPよりダウンロードできます。22頁参照。)

また、計画開始時及び計画終了時にEメールで雇用促進計画を提出いただく際の確認書類の提出方法について別紙にチェックして添付してください。

雇用促進計画の提出方法及び達成状況の確認結果の交付方法について

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

公共職業安定所長 殿

今般、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則附則第8条に基づき作成した雇用促進計画^{※1}について、計画開始時及び終了時いずれもEメールにより提出いたします。

また、計画終了時の達成状況について確認を求めた結果についても貴省の所定の方法^{※2}によりEメールでの交付を希望します。

なお、雇用促進計画と合わせて提出する書類の提出方法は別紙のとおりです。

事業所名称 : _____

事業所(本社)所在地 : _____

事業主氏名 : _____

担当者氏名 : _____

連絡先(電話) : _____

※1 雇用促進計画の所定様式及びその確認書類。

(メール送付先アドレス: sokusinkeikaku@mhlw.go.jp)

※2 雇用促進計画をEメールにより提出される場合は、計画終了時の達成状況を確認した結果を記した雇用促進計画書をPDF化したうえで返却します。

① Eメールによる雇用促進計画の受付は、計画開始時及び計画終了時における達成状況の確認の一連の手続きを全てEメールで希望される場合に対応させていただきます。

なお、雇用促進計画書をEメールにて提出した上で確認書類の容量が巨大なためメールに添付できない等の場合は、下記③にあるように確認書類を別途郵送していただくことも可能です。

② 計画開始時だけでなく、計画終了時に達成状況の確認を求める場合も、必ず sokusinkeikaku@mhlw.go.jp 宛てにメールしてください。

【別紙】確認書類提出方法 (Eメール提出時)

※提出する書類の提出方法を選択してください。

提出書類	提出方法選択			提出時期		備考
	Mail	郵送	持参	計画時	終了時	
雇用促進計画-1【所定様式】	✓			○	○	※グループ通算制度の承認を受けている場合はグループ内の通算法人ごとに作成
雇用促進計画-2【所定様式】	✓			○		
雇用促進計画-3【所定様式】					○	
雇用促進計画-4【所定様式】	✓			○	○	※グループ通算制度の承認を受けている場合は他の整備計画認定法人分も作成
地方拠点強化税制総括表【所定様式】					○	
使用人兼務役員及び役員の特関係者に関する補足資料【所定様式】					○	使用人兼務役員又は役員の特関係者かつ一般被保険者である又はあった者が、計画期間終了時点で高齢被保険者である場合、特定業務施設で新規に雇用された場合、計画期間中に企業組織再編に伴い転入または転出した場合
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の写し	✓				○	
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定通知書の写し	✓				○	
主たる事業所の雇用保険適用事業所番号が分かる書類		✓			○	
特定業務施設の「雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控え」写し		✓		○	△	計画開始時に提出している場合は終了時の提出は不要

③ 計画開始時及び計画終了時に雇用促進計画を提出する際に必要な確認書類の提出方法について、メールに添付または別途郵送等をするものがあるのかチェックを入れて、メールに添付してください。

提出書類〈計画開始（適用年度開始）時〉

■計画開始（適用年度開始）時

<input type="checkbox"/> 雇用促進計画－1※1	1部
<input type="checkbox"/> 雇用促進計画－2	1部
<input type="checkbox"/> 雇用促進計画－4※1 ※2	1部
<input type="checkbox"/> 雇用促進計画の提出方法及び達成状況の確認結果の交付方法について※3	1部
<input type="checkbox"/> 主たる事業所の雇用保険適用事業所番号が分かる書類 雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控えの写しなど	1部
<input type="checkbox"/> 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」及び 「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定通知書」の写し	1部
<input type="checkbox"/> 特定業務施設の「雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控え」の写し※4	1部

※1 グループ通算制度の承認を受けている場合は、当該グループ通算制度に係る全ての通算法人について、法人ごとに「雇用促進計画－1」及び「雇用促進計画－4」（「雇用促進計画－4」については、整備計画の認定を受けている法人のみ）を作成し、これをとりまとめて通算親法人の主たる事業所を管轄するハローワークに提出してください。

※2 移転型事業に係る特定業務施設と、拡充型事業に係る特定業務施設がともに存在する場合は、移転型事業に係る特定業務施設と拡充型事業に係る特定業務施設の全てを記載した「雇用促進計画－4」と、移転型事業に係る特定業務施設のみを記載した「雇用促進計画－4」の2部を作成し、提出してください。

※3 雇用促進計画の手続きをEメールで行うことを希望する場合のみ

※4 計画開始時に用意できる場合は計画開始時に提出してください。計画開始時に提出している場合には、計画終了時に提出する必要はありません。

【特定業務施設の雇用保険適用事業所番号について】

地方拠点強化税制における雇用促進税制の活用を希望する場合、原則として、整備する事業所（特定業務施設）は一の雇用保険適用事業所となる必要があります。

特定業務施設を新設する場合は、整備後できるだけ速やかに雇用保険適用事業所番号を取得してください。既存施設（あるいはその一部）を特定業務施設とする場合には、当該特定業務施設とする部分のみの雇用保険適用事業所番号が付与されるよう、必要に応じた手続きを行ってください。ご相談はお近くのハローワークまたは労働局までお問い合わせください。

例外的に、やむを得ない事情により特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合には、計画終了時において、計画期間の初日の前日（計画期間の初日が「雇用促進計画-1」の②欄の「計画の期間」の初日である場合には、法人にあっては当該初日が含まれる事業年度開始の日の前日、個人事業主にあっては当該初日が含まれる年の前年の12月31日。）及び計画期間の終了日において対象となる特定業務施設に勤務していた一般被保険者の数が把握できる書類（出勤簿、労働者名簿又は賃金台帳等の写し及びそれらの書類に記載されている一般被保険者の雇用保険被保険者番号が明示された書類※4）を提出する必要があります（9頁参照）。

※4 適用年度中に高年齢被保険者になった人がいる場合には、その旨が明示された書類を含む。

提出書類〈計画終了（適用年度終了）時〉

■ 計画終了（適用年度終了）時

<input type="checkbox"/> 雇用促進計画－1 計画開始時に押印※された「雇用促進計画－1」に雇用者増加数などの達成状況を追記したもの (※Eメールによる提出の場合は受付印はありません。計画開始時に提出した様式に追記して下さい)	1部
<input type="checkbox"/> 雇用促進計画－3 計画期間中に分割・合併などの企業組織再編を行った場合のみ提出	1部
<input type="checkbox"/> 雇用促進計画－4 「雇用促進計画－1」と同様に特定業務施設における雇用者増加数などの達成状況を追記したの	1部
<input type="checkbox"/> 地方拠点強化税制の総括表※1 特定業務施設の事業所ごとに必要事項が記載されたもの	1部
<input type="checkbox"/> 「地方拠点強化税制の総括表」に記載された一般被保険者の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はその他それらに準ずるものの写し※2	各1部
<input type="checkbox"/> 特定業務施設の「雇用保険適用事業所設置届・変更届の事業主控え」の写し※3	1部
<input type="checkbox"/> 前適用年度及び前々適用年度の雇用促進計画（公共職業安定所の確認を受けた「雇用促進計画-1」及び「雇用促進計画-4」※4）の写し 整備計画の2期目又は3期目であって、1期目又は2期目に公共職業安定所の確認を受けた雇用促進計画がある場合のみ提出	各1部
<input type="checkbox"/> 必要に応じ、以下の資料 ア 既存施設（又はその一部）を特定業務施設とした場合で、計画期間中に一の雇用保険適用事業所とした場合、計画期間の初日の前日※5において当該特定業務施設に勤務していた一般被保険者の数が把握できる書類（出勤簿、労働者名簿又は賃金台帳等の写し及びそれらの書類に記載されている一般被保険者の雇用保険被保険者番号が明示された書類※6） イ 特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合、計画期間の初日の前日※5及び計画期間の終了日のそれぞれについて、その日に当該特定業務施設に勤務していた一般被保険者の数が把握できる書類（出勤簿、労働者名簿又は賃金台帳等の写し及びそれらの書類に記載されている一般被保険者の雇用保険被保険者番号が明示された書類※6） ウ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が変更された場合には、変更後の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画とその認定通知書の写し エ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定が取り消された場合には、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の取消通知書の写し オ 使用人兼務役員又は役員の特典関係者かつ雇用保険一般被保険者である又はあった人で、次のいずれかに該当する人がある場合、「使用人兼務役員及び役員の特典関係者に関する補足資料」 ① 雇用促進計画の計画期間の初日の前日※5に雇用保険一般被保険者であったが、計画期間の終了日には高年齢被保険者である人 ② 雇用促進計画の計画期間中に、特定業務施設で新規に雇用された人 ③ 適用年度中に、企業組織再編に伴い転入した人 ④ 適用年度中に、企業組織再編に伴い転出した人	各1部
<input type="checkbox"/> 返信用封筒 返送先を記入し、簡易書留の所要額の切手を貼り、「雇用促進計画在中」と明記したもの	1部

※1 無期雇用かつフルタイムの新規雇用者（計画期間の終了日に特定業務施設に勤務する者に限る。）及び他の事業所から各特定業務施設への転勤者（新規雇用者を除き、計画期間の終了日に特定業務施設に勤務する者に限る。）について記載。特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合は、当該特定業務施設の一般被保険者である全ての新規雇用者及び他の事業所からの転勤者について記載。

※2 特定業務施設を一の雇用保険適用事業所とすることができない場合においては、計画期間中に新たに雇用された一般被保険者及び他の事業所から各特定業務施設に転勤した雇用保険一般被保険者（無期雇用かつフルタイム以外の新規雇用者及び他の事業所からの転勤者も含む。）について、計画期間の終了日における出勤簿及び計画期間中に新たに雇用されたことが確認できる書類（労働者名簿又は賃金台帳等の写し）、そのうち無期雇用かつフルタイムの新規雇用者及び他の事業所からの転勤者について、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はその他それらに準ずるものの写しを提出してください。

※3 計画開始時に提出している場合には、計画終了時に提出する必要はありません。

※4 ホッチキスで留めたもの。

※5 計画期間の初日が「雇用促進計画-1」の②欄の「計画の期間」の初日である場合には、法人にあっては当該初日が含まれる事業年度開始の日の前日、個人事業主にあっては当該初日が含まれる年の前年の12月31日。

※6 適用年度中に一般被保険者から高年齢被保険者になった人がいる場合には、その旨が明示された書類を含む。

【雇用促進計画 - 1】（記入例）

①計画期間 令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日 まで

番号	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用事業所番号	②労働者の数 (計画期間の初日の前日)	④うち雇用保険一般被保険者数 (計画期間の初日の前日)	⑥うち使用人兼務役員及び役員の特 殊関係者数 (計画期間の初日の前日)	⑧うち計画期間の終了日において高年齢被保険者である者の数	⑩労働者の目標増加数
1(主たる事業所)	〇〇(株) 本社	東京都■区	****-*****	195	190	7		▲30
2	第2本社	大阪府●市		0	0	0		40
3	△△研究所	滋賀県▼市	(4に含む)	10	10	0		25
4	□□工場	滋賀県▼市	****-*****	65	55	1		0
計				270	255	8		35

整備計画の認定を受けている場合は、2番目以降に特定業務施設に関する内容を記載し、番号に○を付けてください。

提出時点において、特定業務施設が整備されていない場合には、雇用保険適用事業所番号についての記載は不要ですが、事業所の名称及び所在地については、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に記載している内容を記載してください。
また、特定業務施設が一の雇用保険適用事業所になっていない場合は、当該特定業務施設が属する雇用保険適用事業所の一連番号(△とします。この記入例では4)を用いて「(△に含む。)」と記載してください。

特定業務施設が一の雇用保険適用事業所になっていない場合に、当該特定業務施設が属する雇用保険適用事業所の労働者等の数に当該特定業務施設で勤務する労働者等を含めないようにしてください(同じ人が重複して計上されることがないようにしてください。)

- グループ通算制度の適用を受けている場合は、当該グループ通算制度に係る全ての通算法人について、法人ごとに「雇用促進計画 - 1」を作成し、提出してください。
- 主たる事業所に続いて特定業務施設を記載し、その後、その他の雇用保険適用事業所を記載してください。
- ①欄の計画期間は、令和8年3月31日までの間に開始する事業年度の期間(個人事業主の場合は暦年※)を記載してください。当該期間に②欄の「計画の期間」の初日が含まれる場合は、その初日を当該期間の始期として記載してください。 ※ 1月1日から12月31日まで
- ②欄には、計画期間初日の前日(計画期間の初日が②欄の「計画の期間」の初日である場合には、法人にあっては当該初日が含まれる事業年度開始の日の前日、個人事業主にあっては当該初日が含まれる年の前年の12月31日)の全ての労働者の数を記入してください(計画期間初日の前日に離職した人を含む)。④欄には、②欄のうち雇用保険一般被保険者の数を記入し、さらに⑥欄には④欄の数に含まれる人のうち、次のいずれかに該当する人の数を記載してください。
 - (ア) 使用人兼務役員
 - (イ) 役員又は個人事業主の親族
 - (ウ) 役員又は個人事業主と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
 - (エ) 役員又は個人事業主から生計の支援を受けている人
 - (オ) (ウ) 又は (エ) に該当する人と生計を一にしている、これらの人の親族
- ⑩欄には、計画期間中の労働者の目標増加数を記載してください。
- ③欄、⑤欄、⑦欄及び⑪欄には、②欄、④欄、⑥欄及び⑩欄の合計数を記載してください。
- 事業主が有する事業所の数が4か所を超える場合は、続紙に記入してください。その際、③欄、⑤欄、⑦欄及び⑪欄は、続紙に記入した事業所を含め、全ての事業所について合計した人数を記入してください。
- ⑧欄、⑨欄及び⑫欄以降(②欄を除く。)は、計画開始時には記入しないでください。計画終了時に記入します。
- ②欄については、整備計画の認定の有無に応じ、「はい」の欄または「いいえ」の欄に☑を付けてください。「はい」の欄に☑を付した場合には、「計画の名称」欄に「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」と記載するとともに、「計画の期間」欄に整備計画の計画期間を記載し、①欄の計画期間が、整備計画の計画期間の何期目に当たるのか記載してください。

(②欄の記入例)

<input checked="" type="checkbox"/> はい	計画の名称 (地方活力向上地域等特定業務施設整備計画)
	計画の期間 (令和 4年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日 まで) のうち 2期目
	※当該計画の対象となっている事業所については、「番号」の欄に○を付けてください。
<input type="checkbox"/> いいえ	※当該計画及び当該計画の期間における労働者の増加数等が分かる書類を添付してください。

【雇用促進計画－2（求人申込み見込み）】（記入例）

番号	事業所の名称	雇用保険適用事業所番号	期間中の労働者の求人数見込み	うち雇用保険一般被保険者の求人数見込み	募集・採用時期	職種・労働条件	公共職業安定所への求人提出希望	担当者名	電話番号
1	〇〇(株)本社	****-*****-*	10	10	10月上旬	事務総合職、月給22万円～ 勤務時間:8:30～17:30 週休2日割、転勤有り	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	厚労太郎	03-****-****
2	第2本社		6	6	10月上旬	事務総合職、月給22万円～ 勤務時間:8:30～17:30 週休2日割、転勤有り	<input checked="" type="radio"/> 有・無	〃	〃
3	〃		12	10	10月上旬	一般事務員、時給1200円～ 勤務時間:8:30～17:30(パート勤務可) 週休2日割	<input checked="" type="radio"/> 有・無	〃	〃
4	△△研究所	****-*****-* の一部	7	7	6月下旬	製造技術者、月給25万円～ 勤務時間:フレックスタイム制 週休2日割	<input checked="" type="radio"/> 有・無	安定花子	****-**-****
5	□□工場					食料品製造員、時給1200円～ 勤務時間:6:00～9:30 週休2日割	<input checked="" type="radio"/> 有・無	〃	〃

募集・採用時期や職種・労働条件などは、分かる範囲で、できるだけ詳細に記入してください。

- 労働者の求人数見込みには、雇用促進計画提出時点で雇い入れが終了している人数については含めないでください。
- 単一の事業所において、募集・採用時期、職種・労働条件などが異なる求人を提出する見込みがある場合は、欄を分けて記入してください。

【雇用促進計画－4】（記入例）

①(移転型)・拡充型 認定を受けた整備計画の期間(令和4年4月1日から令和8年3月31日まで)のうち2期目

番号	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用事業所番号	準地方活力向上地域内に事業所が存在する場合には「○」	整備計画1期目			整備計画2期目			整備計画3期目			
					④ 雇用保険一般被保険者増加数	⑥ 法人全体の雇用保険一般被保険者増加数	⑦ 雇用保険一般被保険者増加数	⑨ 整備計画2期間での累積増加数(④+⑦)	⑪ 法人全体の雇用保険一般被保険者増加数	⑫ 雇用保険一般被保険者増加数	⑭ 整備計画3期間での累積増加数(④+⑦+⑫)	⑯ 法人全体の雇用保険一般被保険者増加数		
2	第2本社	大阪府●●市……………		○										
3	△△研究所	滋賀県▼▼市……………	(4に含む)											
計							⑧-1	⑩-1	⑪-1	⑫-1	⑬-1	⑭-1	⑯-1	
								⑩-2		⑬-2	⑭-2	⑮-2		

「雇用促進計画－1」に記載された事業所のうち、特定業務施設についてのみ、「番号」、「事業所の名称」、「事業所の所在地」及び「雇用保険適用事業所番号」欄を転記してください。

- グループ通算制度の適用を受けている場合は、当該グループ通算制度に係る通算法人のうち、整備計画の認定を受けている全ての法人について、法人ごとに「雇用促進計画－4」を作成し、提出してください。
- ①欄には、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に係る事業について、「移転型」もしくは「拡充型」に○を付してください。移転型事業に係る特定業務施設と、拡充型事業に係る特定業務施設がともに存在する場合は、移転型事業に係る特定業務施設と拡充型事業に係る特定業務施設の全てを記載した「雇用促進計画－4」と、移転型事業に係る特定業務施設のみを記載した「雇用促進計画－4」の2部を作成し、提出してください。この場合、移転型事業に係る特定業務施設と拡充型事業に係る特定業務施設の全てを記載した「雇用促進計画－4」については、「移転型」及び「拡充型」の両方に○を付してください。
「認定を受けた整備計画の期間」の欄については、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間を記載するとともに、当該雇用促進計画の期間が地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の何期目に当たるのかを記載してください。
- ②欄には、「雇用促進計画－1」様式に記載している特定業務施設について、「雇用促進計画－1」に記載した「番号」、「事業所の名称」、「事業所の所在地」及び「雇用保険適用事業所番号」を再掲してください。
- ③欄は、当該特定業務施設の所在地が、準地方活力向上地域（中部圏及び近畿圏の中心部）内である場合に、「○」を記載してください。
- 特定業務施設の数が増える場合は、続紙に記入してください。
- ④欄以降は、計画開始時には記入しないでください。計画終了時に記入します。

【雇用促進計画－1】（記入例）

※「雇用促進計画－1」の⑭欄以降は、「雇用促進計画－4」を記入した後に記入すると、効率的に記入できます。

①計画期間：令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日 まで							
番号	事業所の名称	事業所の所在地	雇用保険適用事業所番号	②労働者の数 (計画期間の初日の前日)	④うち雇用保険一般被保険者数 (計画期間の初日の前日)	⑥うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数 (計画期間の初日の前日)	⑧うち計画期間の終了日において高年齢被保険者である者の数
1(主たる事業所)	〇〇(株) 本社	東京都■区……………	****-*****※	195	190	7	1
②	第2本社	大阪府●市……………	****-*****※	0	0	0	0
③	△△研究所	滋賀県▼市……………	(4に含む)	10	10	0	0
4	□□工場	滋賀県▼市……………	****-*****※	65	55	1	1
計				③ 270	⑤ 255	⑦ 8	⑨ 2

計画期間中に雇用保険適用事業所番号を取得した場合は、その番号を追記してください。
また、特定業務施設が一の雇用保険適用事業所になっていない場合は、当該特定業務施設が属する雇用保険適用事業所の一連番号(▽とします。この記入例では4)を用いて「(▽に含む)」と記載してください。

計画終了時に忘れずに記載してください。

⑩労働者の目標増加数	⑫労働者の数 (計画期間の終了日)	⑭うち雇用保険一般被保険者数 (計画期間の終了日)	⑮うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数 (計画期間の終了日)	⑰労働者増加数 (⑫-⑭)	⑲うち雇用保険一般被保険者増加数 (⑭-⑮)-(④-⑥-⑧)	⑳過去2年間の事業主都合離職の有無	事業所の廃止又は新設	事業所の廃止又は新設を行った日
▲30	166	161	6	▲29	▲27	有・無	廃止・新設	月 日
40	40	38	1	40	37	有・無	廃止・新設	10月 15日
25	35	34	0	25	24	有・無	廃止・新設	月 日
0	60	47	1	▲5	▲7	有・無	廃止・新設	月 日
⑪ 35	⑬ 301	⑮ 0	⑰ 8	⑱ 31	⑲-1 27 ⑲-2 61			

特定業務施設が一の雇用保険適用事業所になっていない場合に、当該特定業務施設が属する雇用保険適用事業所の労働者等の数に当該特定業務施設で勤務する労働者等を含めないようにしてください（同じ人が重複して計上されることがないようにしてください。）。

【⑲-2】欄には、特定業務施設のみ⑲欄の合計を記載してください。

【⑲-1】欄には、全ての事業所の⑲欄の合計を記載してください。

- 計画期間中に特定業務施設以外の雇用保険適用事業所を新設した場合は、新たな行にその事業所の名称、所在地、雇用保険適用事業所番号を追記してください。この場合、当該事業所の②欄、④欄、⑥欄は0になります。
- ⑧欄には、④欄に記載した数に含まれる人のうち適用年度中に高年齢被保険者になった人（計画期間の終了日において、引き続き当該事業主に雇用されている人に限ります。また、⑥欄に記載した数に含まれる人を除きます。）の数を記載し、⑨欄には、⑧欄の数を続紙に記載した分を含めて合計した数を記載してください。
- ⑫欄及び⑭欄には、計画期間の終了日においてそれぞれの事業所で雇用される全ての労働者及び一般被保険者の数を記載してください。
- ⑲欄には、⑭欄の数に含まれる人のうち、次のいずれかに該当する人の数を記載してください。
(ア) 使用人兼務役員 (イ) 役員又は個人事業主の親族
(ウ) 役員又は個人事業主と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
(エ) 役員又は個人事業主から生計の支援を受けている人
(オ) (ウ) 又は (エ) に該当する人と生計を一にしている、これらの人の親族
- ⑲欄には、⑫欄の数－⑭欄の数を、⑲欄には、(⑭欄の数－⑲欄の数)－(④欄の数－⑥欄の数－⑧欄の数)を事業所ごとに計算して記載してください（0を下回る場合は、マイナス符号(▲)を用いてください。）。
- ⑬欄、⑮欄、⑰欄、⑱欄及び【⑲-1】欄には、それぞれ⑫欄、⑭欄、⑲欄、⑲欄及び⑲欄の数を続紙に記載した分を含めて合計した数を記載してください。
- 【⑲-2】欄には、⑲欄の数を特定業務施設に該当する事業所のみについて合計した数を記載してください。

- ②欄には、計画期間の初日（法人の計画期間の初日が②欄の「計画の期間」の初日である場合には、当該初日が含まれる事業年度開始の日）から起算して1年前の日以降に始まる事業年度の初日から計画期間の終了日までの間（個人事業主にあつては計画期間の初日が含まれる年の前年の1月1日から計画期間の終了日までの間）における事業主都合離職（一般被保険者又は高年齢被保険者であった人の離職に限ります。）の有無を記載してください。ここでいう事業主都合離職とは、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において、「3 事業主の都合による離職」に相当するものをいいます。なお、1つでも「有」の事業所がある場合は、雇用促進税制の適用を受けることはできません。
- 計画期間中に事業所の廃止又は新設を行った場合は、「事業所の廃止又は新設」欄の該当箇所に丸印を付すとともに、事業所の廃止又は新設を行った日を記載してください。

続いて、「雇用促進計画－4」を記入し、その後、⑳欄以降を記入してください

⑳	⑳-1欄の数又は㉑-2欄の数のいずれか少ない数	27
㉑	㉑の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者（雇用保険一般被保険者に限る。）の	28
㉒	㉑の計画の対象となっている事業所における新規雇用労働者（雇用保険一般被保険者に限る。）の ア 労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第1項に規定する有期労働契約以外の イ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律	24
㉓	㉒欄の数又は㉒欄の数のいずれか少ない数	24
㉔	㉒欄の数から㉓欄の数を控除した数	0
㉕	㉑の計画の対象となっている事業所における他の事業所からの転勤者（雇用保険一般被保険者に限	0
㉖	㉕欄の数又は㉕欄の数のいずれか少ない数	0

- ㉒欄には、「雇用促進計画－1」の〔㉒-1〕欄の数又は〔㉒-2〕欄の数のいずれか少ない数を記載してください。
- ㉓欄には、「雇用促進計画－4」の㉓欄の数を転記してください。
- ㉔欄には、「雇用促進計画－4」の〔㉒-1〕欄の数を転記してください。
- ㉕欄には、㉒欄の数又は㉒欄の数のいずれか少ない数を記載してください。
- ㉖欄には、㉒欄の数から㉓欄の数を控除した数（0を下回る場合は0）を記載してください。この数は、「雇用促進計画－4」の㉒欄の数と一致します。
- ㉗欄には、「雇用促進計画－4」の〔㉒-1〕欄の数を転記してください。
- ㉘欄には、㉕欄の数又は㉕欄の数のいずれか少ない数を記載してください。
- ㉙欄の数×50万円（30万円※）＋㉚欄の数×40万円（20万円※）が雇用促進税制の基本部分の控除額となります。
※拡充型の場合

【雇用促進計画－4】（記入例）

- 特定業務施設の雇用保険適用事業所番号を新たに取得した場合は、その番号を「雇用保険適用事業所番号」欄の該当箇所に追記してください。
- 整備計画2期目においては、整備計画の1期目に公共職業安定所の確認を受けた雇用促進計画がある場合には、「整備計画1期目」欄に、整備計画1期目に公共職業安定所の確認を受けた「雇用促進計画－1」とともにホッチキス留めされた「雇用促進計画－4」に記載されている内容を転記してください。（Eメールによる提出の場合も同様に、整備計画1期目に確認を受けた内容を転記してください。）
- 整備計画3期目においては、整備計画の2期目に公共職業安定所の確認を受けた雇用促進計画がある場合には、「整備計画1期目」欄及び「整備計画2期目」欄に、整備計画2期目に公共職業安定所の確認を受けた「雇用促進計画－1」とともにホッチキス留めされた「雇用促進計画－4」に記載されている内容を転記してください。（Eメールによる提出の場合も同様に、整備計画2期目に確認を受けた内容を転記してください。）

計画期間中に雇用保険適用事業所番号を取得した場合は、その番号を追記してください。
 また、特定業務施設が一の雇用保険適用事業所になっていない場合は、当該特定業務施設が属する雇用保険適用事業所の一連番号（▽とします。この記入例では4）を用いて「（▽に含む）」と記載してください。

①（移転型）・ 拡充型） 認定を受けた事業所（令和 4年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日 まで）のうち 2期目

番号	事業所の名称	事業所の所在地	③ 雇用保険適用事業所番号	整備計画1期目		整備計画2期目		
				④ 雇用保険一般被保険者増加数	⑥ 法人全体の雇用保険一般被保険者増加数	⑦ 雇用保険一般被保険者増加数	⑨ 整備計画2期間での累積増加数（④+⑦）	⑪ 法人全体の雇用保険一般被保険者増加数
2	第2本社	大阪府●●市……………		0		37	37	
3	△△研究所	滋賀県▼▼市……………	(4に含む)	10		24	34	
				⑤-1 10	5	⑧-1 61	⑩-1 71	27
				⑤-2 0		⑧-2 37	⑩-2 37	

整備計画の2期目又は3期目において、整備計画の1期目又は2期目に公共職業安定所の確認を受けた雇用促進計画がある場合には、その「雇用促進計画-4」の1期目欄（及び2期目欄）の内容を転記してください。

当期における特定業務施設の新規雇用労働者数等

⑰ 特定業務施設の雇用保険一般被保険者増加数又は法人全体の雇用保険一般被保険者増加数のいずれか少ない数	⑱ 特定業務施設における新規雇用労働者数（※）	⑳ ア及びイの要件を満たす新規雇用労働者数（※）	㉑ 雇用保険一般被保険者の増加数から新規雇用労働者数を控除した数	㉒ ア及びイの要件を満たす転勤者数
	16	13		0
	12	11		0
	⑲ 28	㉑-1 24	0	㉒-1 0
		㉑-2 24		㉒-2 0

□ 整備計画1期目においては、④欄に「雇用促進計画-1」の⑳欄の数を、⑥欄に「雇用促進計画-1」の〔㉑-1〕欄の数を再掲し、〔⑤-1〕欄には④欄の数の合計数を記載してください。この数は、当期の「雇用促進計画-1」の〔㉑-2〕欄の数と一致します。また、「移転型」の場合は、〔⑤-2〕欄に準地方活力向上地域に所在する特定業務施設（③欄に○印の記載がある事業所）に係る④欄の数の合計数を記載してください。

整備計画2期目においては、⑦欄に「雇用促進計画-1」の⑳欄の数を、⑪欄に「雇用促進計画-1」の〔㉑-1〕欄の数を再掲し、〔⑧-1〕欄には⑦欄の数の合計数を記載してください。この数は、当期の「雇用促進計画-1」の〔㉑-2〕欄の数と一致します。また、「移転型」の場合は、〔⑧-2〕欄に準地方活力向上地域に所在する特定業務施設（③欄に○印の記載がある事業所）に係る⑦欄の数の合計数を記載するとともに、⑨欄には④欄の数と⑦欄の数の合計数を、〔⑩-1〕欄には⑨欄の数の合計数を、〔⑩-2〕欄には準地方活力向上地域に所在する特定業務施設に係る⑨欄の数の合計数を記載してください。

整備計画3期目においては、⑫欄に「雇用促進計画-1」の⑳欄の数を、⑬欄に「雇用促進計画-1」の〔㉑-1〕欄の数を再掲し、〔⑬-1〕欄には⑫欄の数の合計数を記載してください。この数は、当期の「雇用促進計画-1」の〔㉑-2〕欄の数と一致します。また、「移転型」の場合は、〔⑬-2〕欄に準地方活力向上地域に所在する特定業務施設（③欄に○印の記載がある事業所）に係る⑫欄の数の合計数を記載するとともに、⑭欄には④欄の数と⑦欄の数と⑫欄の数の合計数を、〔⑮-1〕欄には⑭欄の数の合計数を、〔⑮-2〕欄には準地方活力向上地域に所在する特定業務施設に係る⑭欄の数の合計数を記載してください。

□ ⑰欄には、当期における、特定業務施設の雇用保険一般被保険者増加数（1期目：〔⑤-1〕欄、2期目：〔⑧-1〕欄、3期目：〔⑬-1〕欄の数）又は法人全体の雇用保険一般被保険者増加数（1期目：⑥欄、2期目：⑪欄、3期目：⑬欄の数）のいずれか少ない数を記載してください。また、⑰欄の数が、当期の「雇用促進計画-1」の㉑欄の数と一致することを確認してください。

□ ⑱欄には、計画期間中に新たに雇用された一般被保険者数（計画期間の終了日において各特定業務施設に一般被保険者として勤務している人に限り、以下の（ア）～（オ）に該当する人を除きます。）の数を記載し、⑲欄には⑱欄の数の合計数を記載してください。また、⑲欄の数が、当期の「雇用促進計画-1」の㉑欄の数と一致することを確認してください。

- （ア） 使用人兼務役員
- （イ） 役員又は個人事業主の親族
- （ウ） 役員又は個人事業主と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
- （エ） 役員又は個人事業主から生計の支援を受けている人
- （オ） （ウ）又は（エ）に該当する人と生計を一にしている、これらの人の親族

- ㊸欄には、計画期間中に新たに雇用された一般被保険者のうち無期雇用（※1）かつフルタイム（※2）の労働者（計画期間の終了日において特定業務施設に一般被保険者として勤務している人に限り、以下（ア）～（オ）に該当する人を除きます。）の数を記載してください。ただし、雇用促進計画と一緒に提出して頂く「地方拠点強化税制の総括表」並びに当該「地方拠点強化税制の総括表」に記載された一般被保険者の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はそれらに準ずるものの写しから確認できる数に限ります。さらに、[㊸-1]欄には㊸欄の数の合計数を記載してください。また、[㊸-1]欄の数が、当期の「雇用促進計画-1」の㊸欄の数と一致することを確認してください。
- [㊸-2]欄には、㊸欄の数又は[㊸-1]欄の数のいずれか少ない数を記載してください。また、[㊸-2]欄の数が、当期の「雇用促進計画-1」の㊸欄の数と一致することを確認してください。
- ㊹欄には、㊸欄から㊺欄の数を控除した数（0を下回る場合は0）を記載してください。また、㊹欄の数が、当期の「雇用促進計画-1」の㊹欄の数と一致することを確認してください。
- ㊻欄には、当期における、他の事業所から各特定業務施設への転勤者のうち無期雇用（※1）かつフルタイム（※2）の労働者（計画期間中に新たに雇用した雇用保険一般被保険者を除き、計画期間の終了日において当該特定業務施設に雇用保険一般被保険者として勤務している者に限り、以下（ア）～（オ）に該当する人を除きます。）の数を記載してください。ただし、雇用促進計画と一緒に提出して頂く「地方拠点強化税制の総括表」並びに当該「地方拠点強化税制の総括表」に記載された一般被保険者の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はそれらに準ずるものの写しから確認できる数に限ります。
- [㊻-1]欄には、㊻欄の数の合計を記載してください。また、[㊻-1]欄の数が、当期の「雇用促進計画-1」の㊻欄の数と一致することを確認してください。
- [㊻-2]欄には、㊻欄の数又は[㊻-1]欄の数のいずれか少ない数を記載してください。また、[㊻-2]欄の数が、当期の「雇用促進計画-1」の㊻欄の数と一致することを確認してください。

- ※1 労働契約法第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していることを指します。
- ※2 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条第1項に規定する短時間労働者でないことを指します。
- (ア) 使用人兼務役員 (イ) 役員又は個人事業主の親族
- (ウ) 役員又は個人事業主と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
- (エ) 役員又は個人事業主から生計の支援を受けている人
- (オ) (ウ) 又は (エ) に該当する人と生計を一にしている、これらの人の親族

【使用人兼務役員及び役員の特特殊関係者に関する補足資料】（記入例）

【使用人兼務役員及び役員の特特殊関係者に関する補足資料】																		
一連番号	氏名		厚生 次郎		雇用保険被保険者番号													
	使用人兼務役員又は役員の特特殊関係者である雇用保険一般被保険者に該当		<input checked="" type="checkbox"/>	計画期間の初日の前日	<input type="checkbox"/>	計画期間の終了日	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	勤務事業所	番号	名称		雇用保険適用事業所番号													
	計画期間の初日の前日	1	本社		****-*****-*													
	計画期間の終了日	3	△△研究所		****-*****-*の一部													
<input checked="" type="checkbox"/>	計画期間中に高年齢被保険者になった。		令和	5年	11月	25日	<input type="checkbox"/>	計画期間中に雇用保険被保険者でなくなった。		令和	年	月	日					
<input type="checkbox"/>	計画期間中に新規雇用された。		令和	年	月	日	<input type="checkbox"/>	計画期間中に離職した。		令和	年	月	日					
<input type="checkbox"/>	計画期間中に使用人兼務役員又は役員の特特殊関係者になった。		令和	年	月	日	<input checked="" type="checkbox"/>	計画期間中に使用人兼務役員又は役員の特特殊関係者でなくなった。		令和	6年	1月	1日					
<input type="checkbox"/>	計画期間中に企業組織再編により転入した。		令和	年	月	日	<input type="checkbox"/>	計画期間中に企業組織再編により転出した。		令和	年	月	日					
備考																		

- 使用人兼務役員又は役員の特特殊関係者かつ雇用保険一般被保険者である又はあった人で、次のいずれかに該当する人がある場合、該当する人全員について記載してください。
 - ① 雇用促進計画の計画期間の初日の前日（計画期間の初日が「雇用促進計画-1」の㊸欄の「計画の期間」の初日である場合には、法人にあっては当該初日が含まれる事業年度開始の日の前日、個人事業主にあっては当該初日が含まれる年の前年の12月31日。）に雇用保険一般被保険者であったが、計画期間の終了日には高年齢被保険者である人
 - ② 雇用促進計画の計画期間中に、特定業務施設で新規に雇用された人
 - ③ 適用年度中に、企業組織再編に伴い転入した人
 - ④ 適用年度中に、企業組織再編に伴い転出した人
 なお、「使用人兼務役員又は役員の特特殊関係者」とは、次のいずれかに該当する人です。
 - (ア) 使用人兼務役員 (イ) 役員又は個人事業主の親族
 - (ウ) 役員又は個人事業主と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
 - (エ) 役員又は個人事業主から生計の支援を受けている人
 - (オ) (ウ) 又は (エ) に該当する人と生計を一にしている、これらの人の親族

【地方拠点強化税制の総括表】（記入例）

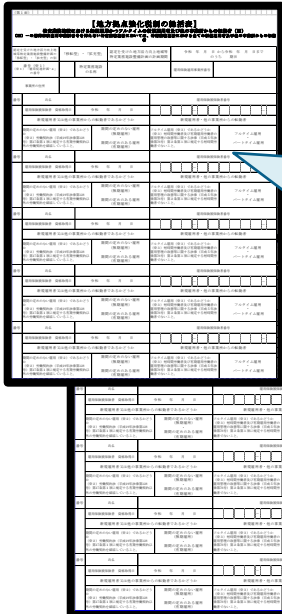
「雇用促進計画-4」に記載した事業所単位で「地方拠点強化税制の総括表」を取りまとめてください。

【地方拠点強化税制の総括表】					
特定業務施設における無期雇用かつフルタイムの新規雇用者及び他の事業所からの転勤者（※）					
（※）一の雇用保険適用事業所番号を持たない特定業務施設においては、特定業務施設における全ての新規雇用者及び他の事業所からの転勤者					
認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の「移転型」・「拡充型」の別	「移転型」・「拡充型」	認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の計画期間	令和4年4月1日から令和8年3月31日までのうち2期目		
番号（※1） （※1）「雇用促進計画-4」の番号	2	特定業務施設の名称	第2本社	雇用保険適用事業所番号	****-*****-
事業所の住所	大阪府●●市……………				
番号	氏名	雇用 A男		雇用保険被保険者番号	
雇用保険被保険者 資格取得日	令和5年10月15日		0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		
新規雇用者又は他の事業所からの転勤者であるかどうか			新規雇用者 他事業所からの転勤者		
期間の定めのない雇用（※2）であるかどうか （※2）労働契約法（平成19年法律第128号）第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。	期間の定めのない雇用（無期雇用） 期間の定めのある雇用（有期雇用）		フルタイム雇用（※3）であるかどうか （※3）短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条第1項に規定する短時間労働者でないこと。	フルタイム雇用 パートタイム雇用	

- 「雇用促進計画-4」に記載した事業所単位で「地方拠点強化税制の総括表」を取りまとめてください。
- 一の雇用保険適用事業所となっている特定業務施設については、雇用促進計画の計画期間中に新たに雇用した一般被保険者及び他の事業所から各特定業務施設に転勤した一般被保険者のうち、雇用促進計画の計画期間の終了日において特定業務施設に一般被保険者として勤務している人であって、無期雇用かつフルタイムの労働者について取りまとめてください。
- 一の雇用保険適用事業所とすることができない特定業務施設（雇用保険適用事業所非該当承認を受けている事業所を含む。）については、雇用促進計画の計画期間中に新たに雇用した一般被保険者及び他の事業所から各特定業務施設に転勤した一般被保険者のうち、雇用促進計画の計画期間の終了日において特定業務施設に一般被保険者として勤務している全ての労働者（無期雇用かつフルタイム以外の新規雇用者及び他の事業所からの転勤者も含まれます。）について取りまとめてください。
- 全ての欄を記入した後に、記載内容に相違がないか、対象労働者本人に確認してください。

【「地方拠点強化税制の総括表」に記載された一般被保険者の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はその他それらに準ずるものの写し】（綴り方）

- 事業所単位で取りまとめた「地方拠点強化税制の総括表」に記載した労働者ごとに、当該労働者（一般被保険者）の計画期間の終了日における出勤簿、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約、就業規則又はその他それらに準ずるものの写しを取りまとめてください（一の雇用保険適用事業所とすることができない特定業務施設の場合には、当該労働者（一般被保険者）の計画期間の終了日における出勤簿及び計画期間中に新たに雇用されたこと又は他の事業所から各特定業務施設へ転勤したことが確認できる書類（労働者名簿又は賃金台帳等の写し）、そのうち無期雇用かつフルタイムの労働者について、労働条件通知書又は雇用契約書及び労働協約及び就業規則又はその他それらに準ずるものの写しをとりまとめてください。）。



地方拠点強化税制の総括表（「雇用促進計画-4」の「番号」欄：2）

【番号1】 雇用A男氏に係る資料	【番号2】 労働B子氏に係る資料	【番号10】 厚生C美氏に係る資料
出勤簿 (計画期間の終了日のもの)	労働条件通知書 又は 雇用契約書	労働協約 又は 就業規則 又は その他それらに準ずるものの写し

地方拠点強化税制の総括表（「雇用促進計画-4」の「番号」欄：3）

【番号1】 〇〇〇〇氏に係る資料	【番号2】 〇△〇△氏に係る資料	
出勤簿 (計画期間の終了日のもの)	労働条件通知書 又は 雇用契約書	労働協約 又は 就業規則 又は その他それらに準ずるものの写し

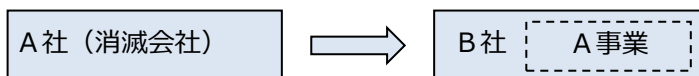
【雇用促進計画－3（企業組織再編に係る届出）】について

※適用年度中に合併・分割などの企業組織再編を行った場合のみ作成

〈企業組織再編の4つのケース〉

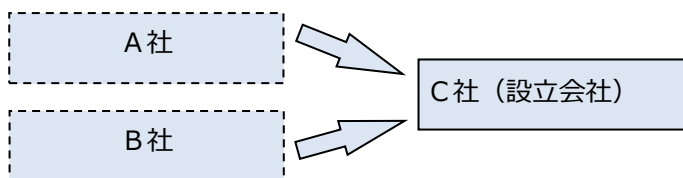
1. 吸収合併

当事者の1つ（存続会社）が存続して、他の消滅する会社（消滅会社）を吸収するもの。



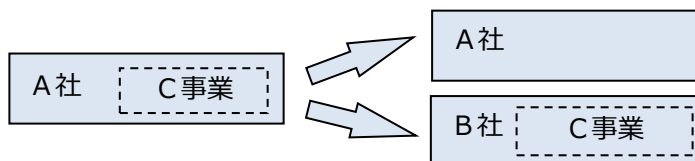
2. 新設合併

当事者会社のすべてが消滅して、新しい会社（設立会社）を設立するもの。



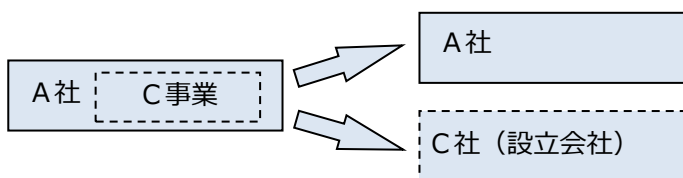
3. 吸収分割

分割会社（分割しようとする会社をいう。）が事業に関して有する権利義務の全部または一部を既存の会社（継承会社）に継承させるもの。



4. 新設分割

分割会社が事業に関して有する権利義務の全部または一部を新しく設立する会社（設立会社）に継承させるもの。



適用年度中に企業組織再編を行った場合、当該再編が計画期間の初日の前日※に行われたものとみなして、雇用者増加数が計算されます。

例（吸収分割を行ったケース）

- A社（計画期間の初日の前日※の一般被保険者数：80人）から、一部事業部門（吸収分割時の一般被保険者：20人）を、計画期間途中でB社（計画期間の初日の前日※の一般被保険者数：100人）に吸収分割されたとします。計画期間終了日の一般被保険者数は、A社が70人、B社が135人となります。
- この時、計画期間の初日の前日※の一般被保険者数は、A社が60人（＝80人－20人）、B社が120人（＝100人＋20人）とみなされるため、計画期間中の雇用者増加数は、A社が10人（＝70人－60人）、B社が15人（＝135人－120人）と計算されます。

※ 計画期間の初日が「雇用促進計画-1」の②欄の「計画の期間」の初日である場合には、当該初日が含まれる事業年度開始の日の前日。

【雇用促進計画－3（企業組織再編に係る届出）】（記入例1）

【吸収分割】他の企業に雇用保険一般被保険者を異動させた（継承元となった）場合

継承元事業所			継承先事業所		
事業所名	適用事業所番号	事業年度（過去2年間） （例：R3.4.1～R4.3.31、 R4.4.1～R5.3.31）	事業所名	適用事業所番号	事業年度（過去2年間） （例：R3.4.1～R4.3.31、 R4.4.1～R5.3.31）
自社 A(株)××事業部	****-*****-*	R4.4.1～R5.3.31 R5.4.1～R6.3.31	他社 B(株)××事業部	****-*****-*	R4.4.1～R5.3.31 R5.4.1～R6.3.31
①計画開始時の被保険者数	②継承直前の被保険者数	③継承直後の被保険者数	④計画開始時の被保険者数	⑤継承した（された）被保険者数	⑥⑤のうち計画期間の末日において高年齢被保険者である者の数
18	20	0	0	20	
⑦計画開始時の みなし被保険者数			⑧計画開始時の みなし被保険者数		
▲2			20		

①－⑤
で計算

分割直前
の一般被
保険者数

分割直後
の一般被
保険者数

④＋⑤
で計算

②－③
で計算

計画期間の
初日の前日※
の一般被保
険者数

自社が継承元
である場合は
記入不要

※ 計画期間の初日が「雇用促進計画-1」の②欄の「計画の期間」の初日である場合には、当該初日が含まれる事業年度開始の日の前日。

【雇用促進計画－3（企業組織再編に係る届出）】（記入例2）

【新設分割】他の企業から雇用保険一般被保険者が異動してきた（継承先となった）場合

継承元事業所			継承先事業所		
事業所名	適用事業所番号	事業年度（過去2年間） （例：R3.4.1～R4.3.31、 R4.4.1～R5.3.31）	事業所名	適用事業所番号	事業年度（過去2年間） （例：R3.4.1～R4.3.31、 R4.4.1～R5.3.31）
他社 A(株)××支店	****-*****-*	R4.4.1～R5.3.31 R5.4.1～R6.3.31	自社 B(株)本社	****-*****-*	R5.10.1～R6.3.31
①計画開始時の被保険者数	②継承直前の被保険者数	③継承直後の被保険者数	④計画開始時の被保険者数	⑤継承した（された）被保険者数	⑥⑤のうち計画期間の末日において高年齢被保険者である者の数
43	40	10	0	30	1
⑦計画開始時の みなし被保険者数			⑧計画開始時の みなし被保険者数		
13			30		

①－⑤
で計算

分割直前
の一般被
保険者数

分割直後
の一般被
保険者数

新設分割や
新設吸収の
場合は記載
不要

②－③
で計算

⑤と同じ数

⑤欄に含まれる人
のうち、計画期間
の終了日において、
当該法人に高年齢
被保険者として雇
用されている人の
数を記載

※ 計画期間の初日が「雇用促進計画-1」の②欄の「計画の期間」の初日である場合には、当該初日が含まれる事業年度開始の日の前日。



注 意 事 項

1. 雇用者って誰のこと？

雇用者とは、**雇用保険一般被保険者**をいいます。

※以下に当てはまる人は雇用者には含まれません。

- ① **高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者**
- ② **使用人兼務役員**
- ③ **役員の特殊関係者**
 - (1) 役員又は個人事業主の親族
 - (2) 役員又は個人事業主と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人
 - (3) 役員又は個人事業主から生計の支援を受けている人
 - (4) 上記(2)又は(3)に該当する人と生計を一にしている、これらの人の親族

【雇用促進計画記入にあたっての留意点】

「雇用促進計画－1」の「⑥うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数(計画期間の初日の前日)」と「⑥うち使用人兼務役員及び役員の特殊関係者数(計画期間の終了日)」には、**使用人兼務役員及び役員の特殊関係者の数を記入**してください。

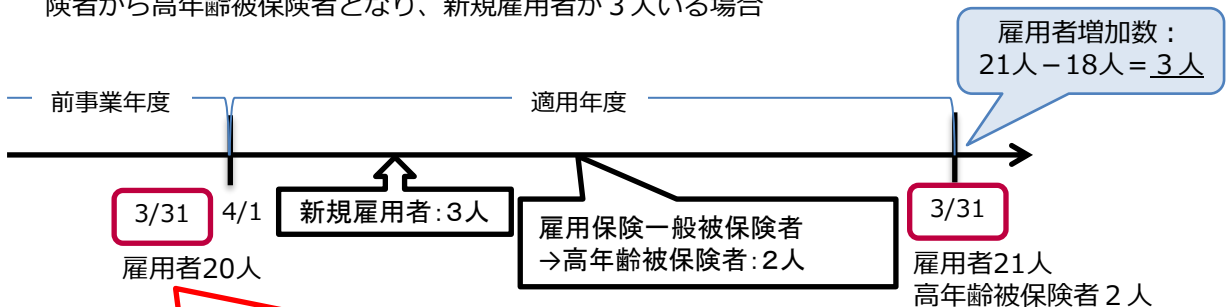
また、「雇用促進計画－4」の「⑩特定業務施設における新規雇用労働者数」、「⑫ア及びイの要件を満たす新規雇用労働者数」(特定業務施設の無期雇用かつフルタイムの新規雇用労働者数)及び「⑫ア及びイの要件を満たす転勤者数」(他の事業所から各特定業務施設へ転勤した無期雇用かつフルタイムの労働者数)には、**使用人兼務役員及び役員の特殊関係者を含めない**てください。

2. 高年齢被保険者の取扱い

適用年度中に、雇用保険一般被保険者から**高年齢被保険者**となった人(計画期間の終了日において、当該事業主に雇用されている人に限ります。)がいた場合は、適用年度開始の日の前日の雇用保険一般被保険者数からその高年齢被保険者となった人数を除いて、雇用者の増加数を算出することになります。

「高年齢被保険者」とは、65歳以上の雇用保険被保険者で、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者ではない人をいいます。

(例) 4月1日～3月31日が適用年度で、その年度中に2人が65歳になって雇用保険一般被保険者から高年齢被保険者となり、新規雇用者が3人いる場合



この場合、適用年度中に雇用保険一般被保険者から高年齢被保険者となった人数は2人なので、前事業年度末日の雇用者数は20人 - 2人 = 18人として取扱う。

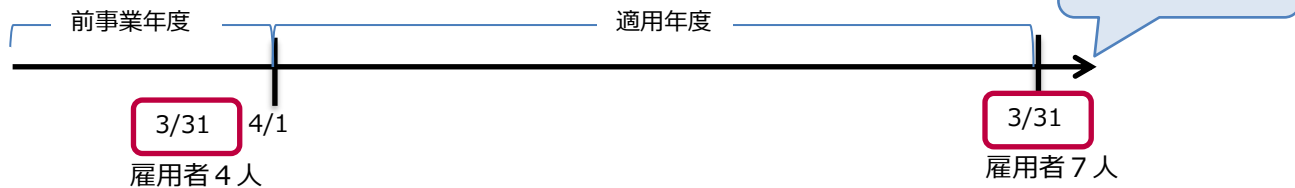
3. 雇用者数の起算日はいつ？

雇用者増加数は、**適用年度の末日（計画期間の終了日）と前事業年度の末日※の雇用者数の差**となります。

【計画記入にあたっての留意点】

「雇用促進計画 - 1」の「④うち雇用保険一般被保険者数(計画期間の初日の前日)」には**前事業年度の末日※**の一般被保険者数を、「④うち雇用保険一般被保険者数(計画期間の終了日)」には**適用年度の末日（計画期間の終了日）**の一般被保険者数を記入してください。

(例) 4月1日～3月31日が適用年度の場合



※ 個人事業主の場合は前年の12月31日。

～ご注意ください～

法人の場合、次の事業年度については、雇用促進税制の適用はありません。

- ・ 設立（合併、分割、又は現物出資による設立を除く。）の日を含む事業年度
- ・ 解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度
- ・ 清算中の事業年度

個人事業主の場合、次の暦年については、雇用促進税制の適用はありません。

- ・ 事業を開始した日を含む暦年（相続又は包括遺贈による事業承継の日を含む暦年を除く。）
- ・ 事業を廃止した日を含む暦年

雇用促進税制（同意雇用開発促進地域において無期雇用かつフルタイムの労働者を新規雇用した場合に1人当たり40万円の税額控除が受けられる制度）は、**平成29年度**（法人の場合は平成30年3月31日までに開始する事業年度、個人事業主の場合は、平成30年暦年）をもって**終了**いたしました。

地方拠点強化税制における雇用促進税制の令和4年度以降の主な変更点

項目	令和3年度	令和4年度以降
特定業務施設の雇用者増加数の要件	地方事業所基準雇用者数のうち、有期雇用又はパートタイムである新規雇用者を除いた数が2人以上であること	廃止
対象雇用者の範囲①（整備計画の認定の日以後に特定業務施設以外の施設において新たに雇用された無期雇用かつフルタイムの要件を満たす雇用者で雇用された日を含む事業年度終了の日において特定業務施設に勤務する者）	新規雇用者としては税額控除の対象とならない	新規雇用者として税額控除の対象に追加
対象雇用者の範囲②（有期雇用又はパートタイムである転勤者）	税額控除の対象	税額控除の対象外 ただし、移転型の上乗せ措置は対象
整備計画の認定日を含む適用年度の雇用促進計画の提出期限	整備計画の認定後2か月以内	整備計画の認定後3か月以内

お問い合わせ先など

▶ 雇用促進計画の様式は、厚生労働省HPよりダウンロードできます。



雇用促進計画 様式 検索

https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei_youshiki.html

▶ [地方活力向上地域等特定業務施設整備計画] の作成等については、
内閣府地方創生推進事務局HPを参照ください。



<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>

【参考】賃上げ促進税制との併用について

賃上げ促進税制と、地方拠点強化税制における雇用促進税制は、同時に適用を受けることができます（ただし、一定の調整があります。）。

詳細は経済産業省HPをご覧ください。

制度HP：

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

※賃上げ促進税制の所管は経済産業省です。



<お問い合わせ先>

- 雇用促進計画の作成・確認などについて →主たる事業所を管轄する労働局またはハローワーク
- 税額控除制度について →最寄りの税務署
- 地方拠点強化税制の全体の枠組み →内閣府地方創生推進事務局
(経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ
地域経済活性化戦略室内)
- 地域再生法全般について →内閣府地方創生推進事務局
- 賃上げ促進税制について →税制サポートセンター
(03-6206-6588)



厚労省人事労務マガジン

企業の皆さまに役立つ人事労務に関する情報を
メルマガで配信しています。
登録は、<https://merumaga.mhlw.go.jp/>から

